

大和市条例第25号

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の種類及び期間について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約の種類)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約であつて、規則で定めるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 継続的に役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの

ア 機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるもの

イ 施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められるもの

(長期継続契約を締結することができる契約の期間)

第3条 前条第1号及び第2号アに規定する契約の期間は、5年以内とする。ただし、契約年数が商慣習上当該物品又は役務の提供に必要な設備等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）又は耐用年数に基づいて一定の年数を加え、若しくは減じて得た年数によることが一般的なものについては、当該年数（1年に満たない端数を生じたときは、これを1年に切り上げる。）以内とする。

2 前条第2号イに規定する契約の期間は、3年以内とする。ただし、同条第1号に関連する契約及び役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収が必要な契約については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、当該期間を超えて契約することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。